

広報



ごじょうめ

発行 五城目町役場 01885②2100(代)
018-17
秋田県五城目町高崎字雀館下川原64の4
編集 文書広報課
印刷 湖東印刷所 01885②2430
毎月 1日・15日発行 一部 35円



子供たちの歓声でいっぱいの温水プール（7月4日）

プールで楽しい夏を

毎日午前10時に開館

夏休み中は毎日利用できます
もうすぐ夏休みです。屋内温水プールでは、夏休みの子供たちのために、七月二十六日から八月二十日まで、毎日午前十時から泳げるようになります。月曜日の休館日もこの期間は休みません。
また、水曜日は午後八時まで開館し、勤労者のみなさんにも泳いでいただけるように配慮していますので、ご家族で利用してください。ただし、八月十三日(金)は職員の盆休みのため休館となります。

水泳教室などの催しも盛んです

屋内温水プールは毎年、二万人以上の人たちに利用されています。町内の人たばかりでなく、秋田市や大潟村など町外からもたくさんの人たちが訪れ、高校生の合宿やスイミングスクールの会場にもなっています。また、町内の小学生を対象にしたスポーツ教室の水泳練習は、火曜日から土曜日まで計画的に開催されています。幼稚園、保育園、保育所、小学校の水泳指導やママさん水泳教室も盛んに行われています。

昨年度の一般利用者は約一万八千人で、これにスポーツ教室などの団体利用者を含めると二万人以上もあります。利用者の四分の三は児童生徒ですが、夕方からは勤労者のみなさんにも利用されており、その数は四千五百人となっています。

みんなが注意して事故のないように

屋内温水プールでは、事故防止のため職員や指導員が常にプールの状況を監視していますが、利用されるみなさんには、次のようなことを守ってください。

寝不足、空腹、疲労は水泳の大敵です。朝から泳げるといって、朝食を抜いてプールに出かけるのはやめてください。ただし、食後すぐに泳ぐのはよくありません。

泳ぐ前に必ず準備体操をしてください。準備体操は関節をはじめ体全体を柔らかくするとともに、内臓器官の働きを高め「さあ、これから水に入るぞ」という心の準備です。また、自分の体調を知る一つの目安にもなります。

水に入る前にはシャワーをあびてください。いきなり水に飛び込んだりするのは危険です。除々に体を水に慣らすことが大切です。

子供の場合、一回の泳ぐ時間は十五分から二十分钟左右が限度とされています。楽しいからといって長時間ダラダラと泳ぐのは禁物です。

佐々木副議長(新) 満場一致で選任

一補正五千九八三万六千円――

町議会六月定期会は、六月十八日から二十三日までの六日間の日程で行われたが、五城目町町税賦課徴収条例の一部を改正する条例制定など

九案件を原案どおり可決し一日繰り上げ二十二日終了した。

最終日の二十二日には、正副議長の選挙があり満場一致で、荒川議長が再選され、副議長には

佐々木善蔵氏が新しく選任された。

▼荒川豊治議長の略歴

昭和三十五年初当選以来連続六期目。文教委員長、総務委員長、運営委員長などを経て五十三年二月議長に就任、このたびは連続三期目である。

この間、南秋田郡町村議會議長会会長に就任現在に至る他、秋田県町村議長会会長、秋田県都市計画地方審議会委員を歴任するなど



荒川 豊治



佐々木善蔵

▼佐々木善蔵副議長の略歴

昭和三十五年初当選以来通常運営委員長を歴任。現五城目町商工会理事。六十七歳、農業、五城目町岡本家ノ下七二。

・議案第二十六号

・議案第二十八号

・議案第二十九号

・議案第三十一号

・報告第二号

・地区再編農業構造改善事業関係

・前号同様

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

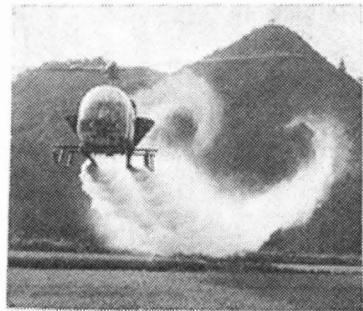
・

・

・

・

・



航空防除にご協力を

第一回散布は8月4日・5日

佐々木輝雄では、今年の水稻イモチ病防除を次のとおり行いますので、人体に対する危・被害防止などに協力を願いしています。

▽散布予定日

一回目 八月四日・五日

二回目 八月十五日ころ

十七日ころ

(天候不順のとき、または異常発生の場合は予定を変更することもあります)

▽作業時間

午前五時から午前十時ごろまで

▽散布区域

町内全域

△散布面積
二千㌶

△使用農薬

ラブサイドゾル(殺菌剤)一
筋当たり一・二リットル散布

・一回目

ラブサイドスミチオンE(殺
菌虫剤)一筋当たり一・〇リット
ル散布

【注意事項】

▽人体にたいする危・被害防止

▽魚介類にたいする注意

(1) 小さな養魚池にたいしては、ビニールなどで覆いをする。

(2) 敷布当日はえさを与えない。

(3) 養魚池の水源が川の水や農薬用

水を利用している場合は、散布

前に十分に水を入れ量を豊かに

して、農薬が飛散しても給排水

できるようにする。

(4) 敷布当日は、農薬の混入した水
が入らぬよう、水路を止め養魚
できるようにする。

- (1) 敷布中は戸締りをし戸外に出ないようにする。
- (2) 庭池などには覆いをし、水道などのきれいな水でかけ流しをする。
- (3) 井戸や飲料水などには覆いをする。
- (4) 敷布後の水路などで、洗たく物や野菜の水洗いはしない。

(5) 野菜や果物は必ず洗剤で洗ってから食用する。

▽自動車など塗装にたいする注意

(1) 青空駐車はやめ、散布区域内にある車は、車庫に入れるか、シートやビニールなどで覆いをする。

▽畜産などに対する危・被害防止

(1) 敷布中は畜舎の窓を各種材料で農薬が入りこまないように閉じる

▽ミツバチにたいする注意

(1) ミツバチを飼っている方は、散布前あらかじめ移動させる。

▽自動車など塗装にたいする注意

(1) 誤って薬剤付着の場合は、ただちに水洗いをし、薬を落すよう

▽青空争議と労働争議

(1) 昭和に入つてからは、五城目たんすは質的に向上したが、

▽ミツバチにたいする注意

(1) ミツバチを飼っている方は、散布前あらかじめ移動させる。

▽青空争議と労働争議

(1) 昭和に入つてからは、五城目たんすは質的に向上したが、

▽ミツバチにたいする注意

(1) ミツバチを飼っている方は、散布前あらかじめ移動させる。

▽青空争議と労働争議

(1) 昭和に入つてからは、五城目たんすは質的に向上したが、

▽ミツバチにたいする注意

(1) ミツバチを飼っている方は、散布前あらかじめ移動させる。

▽青空争議と労働争議

(1) 昭和に入つてからは、五城目たんすは質的に向上したが、

▽青空争議と労働争議

森山地区に呼称を統一

岡本・野田・浦横町の地域

森山地区に呼称を統一

町では、岡本、野田、浦横町の地域

の地域を、七月一日以降「森山地区」と呼ぶことにしました。

今まで同地区は、「面渕地

区」と「森山地区」二つの呼

称がありましたが、「森山地

区」に呼称を統一したもので

五城目草創と変遷

昭和五年には次の通り決めた。

▼五城目指物組合改定値段表

(主製品のみ抜粋) 昭和五年

一月以後 () 内は工賃

たんす杉中形二つ重ね

仕上り一組 九円

たんす杉大形二つ重ね

仕上り一組 九円五十銭

たんす桐前張二つ重ね五つ引出

仕上り一組 二十四円

たんす三方桐二つ重ね五つ引出

仕上り一組 二十一円

たんす三方桐三つ重ね

仕上り一組 三十五円

たんす総桐二つ重ね五つ引出

仕上り一組 四十八円

たんす総桐二つ重ね五つ引出

仕上り一組 三円八十銭

長持五尺六分通し

仕上り一棹 十七円

長持四尺五寸六分通し

仕上り一棹 十二円

長持五尺六分通し

仕上り一棹 (二円)

帳たんす

仕上り一箇一円八十銭

たんす秋田市行重ね六分通し

白木一組 五円五十銭

(一円二十銭)

建具萬掛障子四寸腰

塗仕上一枚 一円七錢五厘

建具錦手障子四寸腰

塗仕上一枚 一円五十銭

建具ガラス入

一枚 三十錢上げ

(職工一日賃金一円也)

以上のように値下げして決めたが、売行の悪い業者は、金融のひつ迫もあり、秋田市行杉二つ重ねたんす木地で一組五円五十銭に決めたんすを十円に三本などで秋田市に売りに行き、秋田市のたんす業者たちからは、五城目の板売りが来たと冷笑された。全く板代にしかならなかった。秋田市の業者は、五城目から仕入れた木地のたんすに漆を塗り、金具をつけて売つておった。組合では投売業者を詰問すると鼠(ねずみ)でないかないと反ばくされ、協定値段も効果がなく、たんす業者は極端な苦境にさらされた。

初代指物組合長菅沢梅蔵も昭和三年に亡くなり、二代渡辺政太郎(政治襲名)と続き、指物業界のために尽したが、世は

和三年に亡くなり、二代渡辺政太郎(政治襲名)と続き、指物業界のために尽したが、世は

かんざい通信

れないこともあります。老後生活の支えが失われます。いま一度、確かめて、もし未納ならば月末までに納めてください。

保険料免除の手続きはお早目に

七月は四・五・六月分の国民年金保険料の納期です。あなたはもうお納めになりましたか。保険料を納め忘れていましたと、万一の事故のとき、障害年金や母子年金などを受けられないばかりでなく、将来、老齢年金が受けられません。

今年の四月分から向こう一年間免除されることがあります。

国民年金の保険料は納期までに免除されることがあります。保険料が免除されても、障害年金などは納めた人と同じ額を受けられますから、滞納のままにせず免除の申出をしてください。

ただし、老齢年金は免除を受けた期間だけ三分の一に減らされますので、保険料を納められるようになつたらすぐ返納をしてください。十年以内の分ならば、旧料金で納められます。

五城町へようこそ

慰安会：赤倉山荘
県農林事務所林務課

(二十六人) □六月三十日

△六月二十七日
秋田県剣道道場連盟(約四百人)
剣道練習会：広域体育館

△六月二十二日

△六月二十七日
秋田市中津川会（五十九人）
生涯教育、社会教育施設を視察

△六月二日
山本町役場職員（三人）
町の施設を視察（広域体育館、温水プールなど）

△六月十日
雄和町議会總務委員（十人）
町の施設を視察（広域体育館、温水プールなど）

△六月十一日
井川町八田大倉老人クラブ（二十七人）
会議・赤倉山荘

△六月十二日
合川町大野台愛生園若葉寮（十四人）
会議・赤倉山荘

△六月十四日
天王町二田駅前老人クラブ（三十人）
会議・宿泊：赤倉山荘

△六月十七日
上小阿仁老人クラブ（六十五人）
休憩・赤倉山荘

△六月二十一日
昭和町中山長生会（二十一人）
慰安会：赤倉山荘

△六月二十一日
秋田市新藤田老人クラブ（二十五人）

△六月二十一日
秋田市新藤田老人クラブ（二十五人）

電話番号が変わります

市内局番 52・53・54局に

九月八日午後三時から、次地域は市外局番をまわさずに電話がかけられるようになります。

局名	市外局番	市内局番	加入者番号
五城目2局	0188	52	番号は変りません
△3局		53	△
△4局		54	△
八郎潟局		75	△



全県の剣士が参加して行われた剣道大会（7月3日・4日）

